

## 最低制限価格制度の試行期間の延長について

陸前高田市総務部財政課

建設工事の指名競争入札において、平成22年6月9日より試行してきました最低制限価格制度については、下記により試行期間を1年間延長することとします。

### 1 対象とする工事

業者指名運営委員会が指定する次の工事です。

なお、測量設計等の建設関連業務は、対象としません。

工種区分	設計金額等
土木工事	入札に付する全工事
下水道工事	
建築工事	
漁港水中工事	
舗装工事	
水道工事	
塗装工事	
電気工事	
その他	指名格付基準にない工種区分の工事も対象とする。ただし、工事の内容が解体工事の場合は、対象としない。

### 2 入札の条件等

- (1) 入札執行回数は3回となります。
- (2) 工事費内訳書の提出は必要ありません。

### 3 最低制限価格の積算方法

予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、下記(1)から(4)の合計額 (千円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てます。) とし、予定価格の0.7から0.9の範囲内で設定します。ただし、その額が予定価格に0.9を乗じて得た額を超える場合にあっては、0.9を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てます。）とし、予定価格に0.7を乗じて得た額に満たない額にあっては0.7を乗じて得た額とします。（千円未満の端数が生じた場合には、その額を切り上げます。）

- (1) 直接工事費×0.95
- (2) 共通仮設費×0.9
- (3) 現場管理費×0.7
- (4) 一般管理費等×0.3

### 4 最低制限価格の公表時期

入札会場において、落札者を決定した後、速やかに公表するものとします。

別紙

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- (1) 予定価格を超える金額の入札は無効となります。
- (2) 最低制限価格を下回る金額の入札は失格となります。（再度入札に参加できません。）

6 施行年月日

平成23年7月11日

## 陸前高田市建設工事に係る最低制限価格制度試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、陸前高田市が発注する建設工事において、適正な工事の履行を確保し、極端に低い入札価格による受注を防止するため、最低制限価格制度の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする工事は、指名競争入札に付する建設工事のうち、業者指名運営委員会が指定したものとする。

### (最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定する。

2 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額、一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額の合計額とする。

3 前項の規定により算出した金額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない額にあつては、10分の7を乗じて得た額とする。

4 第2項及び第3項の規定に関わらず、特別な工事については、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で予定価格決定者が設定した額とする。

### (適用方法)

第4条 最低制限価格制度の対象とした工事の指名競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の試行に関し必要な事項は、別に定める。